

## 序 文

私たちが、かねてより敬愛してやまない前野育三先生には、二〇〇七年八月にめでたく古稀をお迎えになられた。このご慶事をお祝いすべく、先生を敬慕してやまない「後進の徒」たちが相集い、『刑事政策学の体系』という標題のもとに祝賀記念論文集を編むことになった。ここに寄せられた論文は、先生のご活躍の舞台の広さを反映して、刑事法学のほぼすべての領域に及んでいる。そして、各論題の主題も、先生がほぼ半世紀にもわたって心血を注いでこられた課題に連綿と連なっている。かくて、先生の古稀を慶賀するにふさわしい論文集となりえたのではなからうか。それは、発起人、編集委員の諸学兄がひそかに自負するところでもあらう。

前野先生のご研究の広さと深さは、本書に収録された著作目録が余すところなく示している。先生は、刑法改正の作業が表面化した時期に大学に入学し、改正をめぐる論争が酣の時期に研究生生活に入られた。そして、改正批判の先鋒であり中核であった佐伯千仞、平場安治、宮内裕の諸先生の指導を受けられた。

「私は人権を擁護する弁護士立場と理論を研究する法律学者としての立場とは、決して矛盾するものではなく、矛盾するようなことは弁護士としてもいえないと思っているのです。なかには佐伯の発言はあまりに弁護士の的であるという向きもあるらしいのですが、私から申すと、従来の刑事法学があまりに裁判官的あるいは検察官的、警察官的であったといわなければなりません。刑事法学は、もつとその法の適用を受ける国民、民衆の立場から見られねばならぬと考えます。」(佐伯千仞『刑法改正の総括的批判』〔日本評論社、一九七五年〕一六六頁)。

この佐伯先生の熱いおことばを、私たちは、前野先生と共に拝聴すること一再ならずで、今でも脳裡に深く刻み込まれている。これが、これこそが、前野刑事法学・刑事政策学の「原点・基点」となっているのではなからうか。

そこから、前野先生は、近年、「従来の刑事政策（学）が、まさに法学的犯罪学と呼ばれるべき実態をもっている」として、「犯罪処理過程における人権とは、法学的犯罪学の中核的な部分である。代用監獄の問題、冤罪の問題、司法への市民参加、法曹一元、警察・検察・裁判所の裁量も、法学的犯罪学の重要な問題と捉える。少年司法も、もちろん、この観点が重視されなければならない。」と説かれている（『刑事政策のすすめ——法学的犯罪学』〔第二版〕〔法律文化社、二〇〇七年〕序文二、三頁）。

このように、先生のご研究は、人権と民主主義の原理に根差し、それに裏づけられた前野刑事法学の到達点を見事に鮮やかに示している。その根幹を成すのは、国家の刑事政策と人権擁護運動とが対抗・交錯する諸場面において、市民的自由と市民生活の安全を確保するためには、国家の刑事政策はすべからず謙抑的でなければならず、必要最小限度にとどめなければならぬという主張であるといえよう。とすれば、監獄法改正、少年法改正の問題が浮上するや、これを批判する論陣の先頭に立たれたのは、先生にとって必然の行動であった。「理論と実践」の鑑を見る思いがする。

「温故而知新、可以為師矣」（論語）という。下段は、そうであって（温故知新であって）はじめて人の師たるにふさわしいという意味であろう。先生の論理性と実践性豊かな学識と温顔絶えることのないお人柄もあって、多くの若手研究者や学生が先生を慕って集り、まさに「門前市をなす」の観があった。その「門下生」から数多くの研究者や法曹が輩出した。その他の分野においても、そこで重きをなす人材が輩出している。

前野先生は、研究生活に入られてまもなく、恩師宮内裕先生の天逝という悲嘆に遭遇された。故先生の衣鉢を継いで、研究に教育に豊かに結実された前野先生である。故先生も、かならずや天国でお喜びなさっているであろう。前野先生には、古稀とはいえ、関西学院大学名誉教授、大阪経済法科大学教授として教鞭をとられながら、弁護士として第一線で活躍なさっておられる。私たちの何よりの喜びであり、励みとするところである。

前野育三先生、今後とも、奥様ともども、ますますご健勝であられるよう祈念してやみません。そして、私たちの師表として、「灯火」として、「民主主義刑事法学」の「旗手」としてご活躍下さるよう、一同心よりお願い申し上げます。

最後に、本書の刊行を快くお引受け下さり、短期間での原稿の収集および編集などに全面的かつ献身的なご助力をいただいた法律文化社秋山泰社長と諸賢に対して深甚の謝意を表する。

二〇〇七年二月

松 岡 正 章